

○群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
例

平成二十六年十月十七日条例第六十一号

改正

平成二八年 三月三十一日条例第六六号

令和 元年一二月二四日条例第二三号

群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
例

(趣旨)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）第十三条第一項の規定に基づき、知事の監督に属する幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）を定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(設備運営基準の目的)

第三条 設備運営基準は、幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(設備運営基準の向上)

第四条 知事は、群馬県子ども・子育て会議（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二十五条の審議会を定める条例（平成二十六年群馬県条例第六十二号）に規定する群馬県子ども・子育て会議をいう。）の意見を聴き、幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 知事は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

(学級の編制の基準)

第五条 満三歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

- 2 一学級の園児の数は、三十五人以下を原則とする。
- 3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(職員の数等)

第六条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を一人以上置かなければならない。

- 2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。
- 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下ってはならない。

園児の区分	員数
一 満四歳以上の園児	おおむね三十人につき一人
二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね二十人につき一人
三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人
四 満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人

備考

- 一 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第七条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。
- 二 幼保連携型認定こども園の職員の員数は、上欄の園児の区分ごとに下欄の園児の数に応じ定める数を合算した数とする。
- 三 一の項及び二の項に定めるところにより算定した員数の合計が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。
- 四 園長が専任でない場合の職員の員数は、原則としてこの表に定めるところにより算定し

た数に一人を加えて得た数とする。

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第十六条第一項において読み替えて準用する群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年群馬県条例第九十三号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第四十六条第一項（後段を除く。第九条第三項において同じ。）の規定により調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- 一 副園長又は教頭
 - 二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
 - 三 事務職員
- （位置等）

第七条 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設備は、教育上及び保育上、保健衛生上、安全上並びに管理上適切なものでなければならない。

（園舎及び園庭）

第八条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎は、二階建て以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、三階建て以上とすることができる。

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は、一階に設けるものとする。ただし、園舎が第十六条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第四十五条第八号イ、ロ及びへに掲げる要件を満たすときは保育室等を二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建て以上とする場合であって、第十六条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第四十五条第八号に掲げる要件を満たすときは保育室等を三階以上の階に設けることができる。

4 前項ただし書の場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積
一学級	百八十平方メートル
二学級以上	百平方メートルに学級数から二を減じて得た数を乗じて得た面積に 三百二十平方メートルを加えて得た面積

二 次に掲げる面積を合算した面積

イ 次条第六項第一号及び第二号に掲げる設備について、これらの規定により算定した面積

ロ 次条第六項第三号に掲げる設備について、満二歳以上満三歳未満の園児の数に応じ、同号に規定する方法により算定した面積

7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積
二学級以下	三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積 に三百三十平方メートルを加えて得た面積
三学級以上	八十平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積 に四百平方メートルを加えて得た面積

ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児の数を乗じて得た面積

二 三・三平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児の数を乗じて得た面積

(園舎に備えるべき設備)

第九条 園舎には、次に掲げる設備（第二号に掲げる設備については、満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

一 職員室

二 乳児室又はほふく室

三 保育室

四 遊戯室

五 保健室

六 調理室

七 便所

八 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

- 2 保育室（満三歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下ってはならない。
- 3 満三歳以上の園児に対する食事の提供について、第十六条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第四十六条第一項に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園には、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
- 4 第一項の規定にかかわらず、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により食事の提供を行う園児の数が二十人に満たない幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えることにより、調理室を設けないことができる。
- 5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。
- 6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。
 - 一 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積
 - 二 ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積
 - 三 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児の数を乗じて得た面積
- 7 第一項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。
 - 一 放送聴取設備
 - 二 映写設備
 - 三 水遊び場
 - 四 園児清浄用設備
 - 五 図書室
 - 六 会議室

（園具及び教具）

第十条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児の数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

- 2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第十一条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 一 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下ってはならないこと。
 - 二 教育に係る標準的な一日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、四時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。
 - 三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満三歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、一日につき八時間を原則とすること。
- 2 前項第三号の時間については、その地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

(履修困難な教科の学習)

第十二条 幼保連携型認定こども園においては、園児が心身の状況によって履修することが困難な各教科は、その園児の心身の状況に適合するように課されなければならない。

(子育て支援事業の内容)

第十三条 幼保連携型認定こども園における子育て支援事業については、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、次に掲げる事項に留意して実施されなければならない。

- 一 幼保連携型認定こども園の教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、保護者自身の子育てに必要な資質、能力等の向上のための支援を行うこと。
- 二 幼保連携型認定こども園は、市町村等との連携により、地域の子育て支援に関する需要に応じていくこと。
- 三 保護者が子育て支援事業の利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること。
- 四 職員は、研修等により子育て支援に必要な能力を涵(かん)養し、その専門性及び資質を向上させていくこと。
- 五 地域の子育てを支援するボランティア、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）等と連携する等、様々な地域の人材を活かしていくこと。

(避難等の訓練)

第十四条 幼保連携型認定こども園においては、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第八条

第一項に規定する消防計画その他の非常災害に対する具体的計画に基づく訓練のうち、避難及び消火に関する訓練を、少なくとも毎月一回行わなければならない。

(掲示)

第十五条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(児童福祉施設基準条例の準用)

第十六条 児童福祉施設基準条例第五条、第六条第一項、第二項及び第四項、第九条、第十一条から第十三条まで、第十五条（第四項ただし書を除く。）、第二十条、第二十一条第一項、第三項及び第四項、第四十五条第八号、第四十六条（第一項後段を除く。）並びに第五十条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五条の見出し及び同条第二項	最低基準	設備運営基準
第五条第一項	最低基準	群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例で定める基準（以下この条において「設備運営基準」という。）
第六条第一項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（以下「園児」という。）
第六条第二項	児童の	園児の
第九条第一項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

第十一条の見出し	入所した者	園児
第十一条並びに第十五条第二項及び第三項	入所している者	園児
第十一条	又は入所	又は入園
第十二条	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児
第十三条	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第一項に規定する園長（以下「園長」という。）
	入所中の児童等（法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第三項	法第四十七条第三項
	その児童等	園児
第十五条第一項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第十項に規定する保育を必要とする子どもに該当する園児
	第十条	群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第十六条第二項において読み替えて準用する第十条
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
第十五条第五項	児童が	園児が

	児童の	園児の
第二十条	利用者	園児
第二十一条第一項	援助	教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援
	入所している者	園児
第二十一条第三項	援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置に係る	教育及び保育並びに子育ての支援について、
第四十五条第八号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第四十五条第八号イ	耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を三階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物
第四十五条第八号ロ	施設又は設備	設備
第四十五条第八号ハ	施設及び設備	設備
第四十五条第八号ヘ	乳幼児	園児
第四十六条第一項（第五号を除く。）	第十五条第一項	群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第十六条第一項において読み替え

		て準用する第十五条第一項
	幼児	園児
第四十六条第一項第五号	乳幼児	園児
第五十条	保育所の長	園長
	入所している乳幼児	園児
	保育の	教育及び保育の

2 児童福祉施設基準条例第十条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

第二条 みなし幼保連携型認定こども園（改正法附則第三条第一項の規定により法第十七条第一項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（群馬県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年群馬県条例第六十四号）による改正前の群馬県認定こども園の認定基準に関する条例（平成十八年群馬県条例第五十九号。以下「旧認定こども園認定基準条例」という。）第二条第一号に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の職員配置については、施行日から起算して五年間は、第六条

第三項の規定を適用しないことができる。

- 2 前項の場合において、みなし幼保連携型認定こども園には、満一歳未満の園児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳未満の園児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上の園児のうち一日に四時間程度利用するものおおむね三十五人につき一人以上、満三歳以上満四歳未満の園児のうち一日に八時間程度利用するものおおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の園児のうち一日に八時間程度利用するものおおむね三十人につき一人以上の教育及び保育に従事する職員を置かなければならない。ただし、教育及び保育に従事する職員は、常時二人を下ってはならない。

第三条 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、当分の間、第八条から第十条までの規定を適用しないことができる。この場合において、みなし幼保連携型認定こども園は、次項から第十項までに定める基準を満たさなければならない。

- 2 みなし幼保連携型認定こども園の建物及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならない。ただし、次に掲げる要件を満たすときは、この限りでない。

- 一 園児に対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
- 二 園児の移動時の安全が確保されていること。

- 3 みなし幼保連携型認定こども園の園舎の面積（満三歳未満の園児の保育を行う場合にあつては、満二歳以上満三歳未満の園児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設又は設備の面積及び満二歳未満の園児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設又は設備の面積を除く。第五項において同じ。）は、次の表に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、旧認定こども園認定基準条例第五条第二項ただし書の規定の適用を受けて旧幼保連携型認定こども園となったものが第五項本文（満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合にあつては、同項本文及び第十項）に規定する基準を満たしているときは、この限りでない。

学級数	面積
一学級	百八十平方メートル
二学級以上	百平方メートルに学級数から二を減じて得た数を乗じて得た面積に 三百二十平方メートルを加えて得た面積

- 4 みなし幼保連携型認定こども園には、保育室又は遊戯室及び園庭を備えなければならない。
- 5 前項の保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の園児一人につき一・九八平方メートル以上でなければならない。ただし、旧認定こども園認定基準条例第五条第四項ただし書の規定の適用を

受けて旧幼保連携型認定こども園となったみなし幼保連携型認定こども園であって、その園舎の面積が第三項本文に規定する基準を満たしているものの満三歳以上の園児に係る保育室又は遊戯室の面積については、この限りでない。

6 第四項の園庭の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、旧認定こども園認定基準条例第五条第五項ただし書の規定の適用を受けて旧幼保連携型認定こども園となったみなし幼保連携型認定こども園については、第一号に掲げる基準を満たすときは第二号に掲げる基準を満たすことを要せず、同号に掲げる基準を満たすときは第一号に掲げる基準を満たすことを要しない。

一 満二歳以上の園児一人につき三・三平方メートル以上であること。

二 次の表に掲げる面積に、満二歳以上満三歳未満の園児の数に三・三平方メートルを乗じて得た面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積
二学級以下	三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積
三学級以上	八十平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積

7 第四項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園は、園庭を次に掲げる要件を満たす当該みなし幼保連携型認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。

一 園児の移動時の安全が確保されていること。

二 園児が安全に利用できること。

三 利用時間を日常的に確保できること。

四 園児に対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。

五 前項の園庭の面積の基準を満たすこと。

8 みなし幼保連携型認定こども園には、調理室を備えなければならない。

9 満三歳以上の園児に対する食事の提供について、第十六条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第四十六条第一項（後段を除く。）に規定する方法により行うみなし幼保連携型認定こども園にあつては、前項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該みなし幼保連携型認定こども園には、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該みなし幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のため

の加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

10 みなし幼保連携型認定こども園において満二歳未満の園児の保育を行う場合には、乳児室又はほふく室を備えなければならない。この場合において、乳児室の面積は満二歳未満の園児一人につき一・六五平方メートル以上、ほふく室の面積は満二歳未満の園児一人につき三・三平方メートル以上でなければならない。

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

第四条 施行日から起算して五年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第六条第三項の規定の適用については、同項の表備考第一号中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

第五条 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第八条第三項及び第七項並びに第九条第六項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句								
第八条第三項	第十六条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第四十五条第八号イ、ロ及びへに掲げる要件を満たす	建築基準法（昭和二十五年法律第二〇一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物である場合であって、園児の待避上必要な設備を備える								
第八条第七項第一号	<p>一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="480 1839 847 2033"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二学級以下</td> <td>三十平方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積	二学級以下	三十平方メートル	<p>一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="949 1706 1342 2033"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二学級以下</td> <td>三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積	二学級以下	三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三
学級数	面積									
二学級以下	三十平方メートル									
学級数	面積									
二学級以下	三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三									

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="480 145 612 539">下</td> <td data-bbox="612 145 847 539">ルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十三平方メートルを加えて得た面積</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 539 612 994">三学級以上</td> <td data-bbox="612 539 847 994">八十平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積</td> </tr> </table> <p data-bbox="464 1088 900 1256">ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児の数を乗じて得た面積</p>	下	ルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十三平方メートルを加えて得た面積	三学級以上	八十平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="948 145 1080 344"></td> <td data-bbox="1080 145 1342 344">百三十平方メートルを加えて得た面積</td> </tr> <tr> <td data-bbox="948 344 1080 734">三学級以上</td> <td data-bbox="1080 344 1342 734">八十平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積</td> </tr> </table>		百三十平方メートルを加えて得た面積	三学級以上	八十平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積
下	ルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十三平方メートルを加えて得た面積									
三学級以上	八十平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積									
	百三十平方メートルを加えて得た面積									
三学級以上	八十平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積									
<p data-bbox="145 1285 325 1319">第九条第六項</p>	<p data-bbox="432 1285 900 1518">一 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積</p> <p data-bbox="432 1541 900 1774">二 ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積</p> <p data-bbox="432 1796 900 1966">三 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児の数を乗じて得た面積</p>	<p data-bbox="900 1285 1396 1464">一 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積</p> <p data-bbox="900 1487 1396 1644">二 ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積</p>								

2 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されている

と認められるものに限る。以下この条において同じ。)を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第八条第三項、第六項及び第七項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句						
第八条第三項	第十六条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例	児童福祉施設基準条例						
第八条第六項第一号	<p>一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="480 864 847 1585"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一学級</td> <td>百八十平方メートル</td> </tr> <tr> <td>二学級以上</td> <td>百平方メートルに学級数から二を減じて得た数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えて得た面積</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積	一学級	百八十平方メートル	二学級以上	百平方メートルに学級数から二を減じて得た数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えて得た面積	<p>一 次条第六項第三号に掲げる設備について、満三歳以上の園児の数に応じ、同号に規定する方法により算定した面積</p>
学級数	面積							
一学級	百八十平方メートル							
二学級以上	百平方メートルに学級数から二を減じて得た数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えて得た面積							
第八条第七項第一号	<p>一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1" data-bbox="480 1975 847 2042"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積			<p>一 三・三平方メートルに満三歳以上の園児の数を乗じて得た面積</p>		
学級数	面積							

	二学級以下	三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積	
	三学級以上	八十平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積	
	ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児の数を乗じて得た面積		

- 3 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であつて、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（第八条第七項第一号の面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第五項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。
- 一 園児が安全に移動できる場所であること。

- 二 園児が安全に利用できる場所であること。
- 三 園児が日常的に利用できる場所であること。
- 四 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

第六条 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第六条第三項本文又は附則第二条第二項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が一人となる場合には、当分の間、第六条第三項又は附則第二条第二項の規定により置かなければならない職員のうち一人は、第六条第三項の表備考第一号の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等以上の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。

第七条 第六条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第八条 一日につき八時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第六条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲内で、知事が保育教諭と同等以上の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第九条 前二条の規定により第六条第三項の表備考第一号に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等以上の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等以上の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

附 則（平成二十八年三月三十一日条例第六十六号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和元年十二月二十四日条例第二十三号）

この条例は、公布の日から施行する。